

# 板橋区未来に残す東京の農地プロジェクト補助金交付要綱

(令和8年2月27日区長決定)

## (目的)

第1条 この要綱は、東京都の定める未来に残す東京の農地プロジェクト実施要綱（令和5年3月24日付4産労農振第2820号。以下「都要綱」という。）及び未来に残す東京の農地プロジェクト事業実施要領（令和5年3月24日付4産労農振第2918号。以下「都要領」という。）に基づき、板橋区の区域内（以下「区内」という。）の農業者等が行う事業に対し、その経費の一部を区が補助することにより、区内農地の確保及び保全並びにその有効活用を図ることを目的とする。

## (補助対象者)

第2条 この要綱による補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表のとおりとする。

## (補助対象事業及び補助率等)

第3条 この補助金の対象となる事業は、都要綱第2に規定する事業で、都要領第3の3による実施計画の承認を受けたものとする。

- 2 補助対象事業ごとの補助対象経費、補助率及び下限事業費については、別表のとおりとする。
- 3 前項の補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。
- 4 補助金額は、予算の範囲内とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、板橋区未来に残す東京の農地プロジェクト補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

- 2 次のいずれかに該当する場合は、特別区民税若しくは市町村民税の領収書の写し、納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）を添付するものとする。
  - (1) 交付申請書において、申請をした補助申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合
  - (2) 区外に居住している等の事由により、直近の特別区民税又は市町村民税が区外の自治体において課税されている場合
- 3 補助申請者は、第1項の交付申請書を提出するに当たっては、事業費から消費税等相当額を除いて申請するものとする。

## (補助金の交付決定)

第5条 区長は、前条により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは板橋区未来に残す東京の農地プロジェクト補助金交付決定通知

書（第2号様式）により、不相当と認めるときは板橋区未来に残す東京の農地プロジェクト補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、補助申請者に通知する。

- 2 区長は、補助金の交付の決定をするに当たり、必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

（事業の着手）

第6条 補助申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定後でなければ、補助事業に着手することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によるときは、板橋区未来に残す東京の農地プロジェクト補助金交付決定前着手届（第4号様式）を区長に提出する場合に限り、補助金の交付の決定前に着手することができるものとする。

- 3 前項の規定により補助金の交付の決定前に着手する場合、当該交付の決定までのあらゆる損失費用等は、補助申請者自らの責任とする。

（申請内容の変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けた補助申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後に事情の変更等により申請内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ板橋区未来に残す東京の農地プロジェクト補助金事業変更交付・中止承認申請書（第5号様式）に必要な書類を添付して区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、交付決定者から前項の変更・中止承認申請が提出されたときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の変更交付又は補助金の交付中止を決定し、板橋区未来に残す東京の農地プロジェクト補助金事業変更・中止承認書（第6号様式）により交付決定者に通知する。

（実績報告書の提出）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した板橋区未来に残す東京の農地プロジェクト実績報告書（第7号様式）に必要な書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第9条 区長は、交付決定者から前条の事業実績報告書の提出があったときは、これを確認し、補助条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、板橋区未来に残す東京の農地プロジェクト補助金確定通知書（第8号様式）により交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、前条の確定通知書を受けたときは、板橋区未来に残す東京の農地プロジェクト補助金交付請求書（第9号様式）を区長宛てに提出するものとする。

- 2 区長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。

（概算払）

第 11 条 区長は、第 5 条の交付決定後、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができるものとする。

2 交付決定者は、概算払による補助金の交付を受ける場合は、第 5 条に定める交付決定後、板橋区未来に残す東京の農地プロジェクト補助金概算払請求書（第 10 号様式）を区長宛てに提出するものとする。

3 区長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。

4 交付決定者は、概算払により補助金の交付を受けた場合は、補助事業完了後、板橋区未来に残す東京の農地プロジェクト補助金概算払精算書（第 11 号様式）を区長に提出し、補助金額の精算を行うこととする。

（交付決定額の変更）

第 12 条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、交付決定額が確定したあとにおいても同様とする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した補助条件に違反したとき

（財産処分の制限）

第 13 条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的運営を図るものとする。

2 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、財産管理台帳（第 12 号様式）に記録するものとし、その他関係書類とともに法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）の期間内において管理保管するものとする。

3 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を、法定耐用年数の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、区長の承認を受けるものとする。

（関係書類の保管）

第 14 条 交付決定者は、この補助金に係る関係書類（前条第 2 項に規定する書類を除く。）を当該会計年度終了後、5 年間保存するものとする。

（委任）

第 15 条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）に定めるもののほか、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

事業目的ごとの補助対象事業並びに補助対象経費、補助対象者、補助率及び下限事業費

補助対象事業及び補助対象経費	補助対象者	補助率及び 補助対象経費の下限額
<p>1 農地創出型</p> <p>農地又は農的空間としての利用を目的として、区内の現況非農地を整地又は整備し、農地等の面積を増加させる整備に必要なと区長が認める次に掲げる工事に要する経費</p> <p>(1) 建物等解体処分の一部</p> <p>(2) 除礫、深耕、客土及び土壌改良</p> <p>(3) その他農地利用に必要なと区長が認める整備等</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 農地等を創出する予定地を所有する区内農業者</p> <p>(2) 区長が特に認めた者</p>	<p>補助対象経費の6分の5以内</p>
<p>2 農地再生型</p> <p>貸借や購入等した遊休農地又は条件が悪く貸借が進まない農地を再生利用するための整備や、後継者の就農等に伴う作目転換を促進するための整備に必要なと区長が認める次に掲げる工事に要する経費</p> <p>(1) 樹木等の障害物除去及び処分</p> <p>(2) 除礫、深耕、客土及び土壌改良</p> <p>(3) その他農地利用に必要なと区長が認める整備等</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 認定農業者</p> <p>(2) 就農若しくは事務承継を行ってから5年以内の区内農業者</p> <p>(3) 区長が特に認めた者</p>	<p>補助対象経費の6分の5以内</p>
<p>3 生活環境型</p> <p>地域や環境に配慮した基盤整備に必要なと区長が認める次に掲げる区内に存する施設の整備等に要する経費</p> <p>(1) 散策路、遊歩道及び農業用水路の親水化等の整備</p> <p>(2) 農薬飛散防止施設の整備</p> <p>(3) 土砂流出防止施設（土留め、擁壁等）及び防塵施設の整備</p> <p>(4) 簡易直売所の整備</p> <p>(5) 市民農園、体験農園等の整備</p> <p>(6) その他必要と区長が認めるもの</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 保全農地を所有する区内農業者</p> <p>(2) 区長が特に認めた者</p>	<p>補助対象経費の8分の7以内。下限額は500千円とする（実施設計を除く）。</p>

<p>4 防災安全型</p> <p>防災機能を強化するための整備に必要と区長が認める次に掲げる区内に存する施設の整備等に要する経費</p> <p>(1) 防災兼用農業用井戸の整備 (停電時に必要な非常用発電装置及び周知用看板を含む。)</p> <p>(2) 太陽光発電による非常用電源の整備</p> <p>(3) その他必要と区長が認めるもの</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 保全農地を所有する区内農業者</p> <p>(2) 区長が特に認めた者</p>	<p>補助対象経費の8分の7以内。下限額は500千円とする（実施設計を除く。）。</p>
<p>5 推進支援型</p> <p>調査設計や農地保全の理解促進等、農地の保全に必要と区長が認める次の経費</p> <p>(1) 補助対象事業及び補助対象経費の項1から4を実施するのに必要と区長が認める基本調査等</p> <p>(2) 農地保全のPRに必要と区長が認める広報活動</p> <p>(3) 農地防災マップの作成</p> <p>(4) 体験農園開設に必要と区長が認めるPR資料作成等</p> <p>(5) 農地創出型実施に伴う地積測量図作成費用</p> <p>(6) その他必要と区長が認めるもの</p>	<p>補助対象事業及び補助対象経費の項1から4のいずれかの事業を実施する区内農業者</p>	<p>補助対象経費の4分の3以内</p>

※1 区内農業者とは、区内の農地で耕作を行う者をいう。

※2 認定農業者とは、板橋区農業経営改善計画の認定手続等に関する要綱第4条の規定に基づき認定農業の認定を受けた者をいう。